

省エネ対策推進事業 補助金のお知らせ

県では、省エネ意識の向上を図り、自主的な省エネルギー活動を支援するため、県内の中小企業等の皆様を対象に省エネ設備の更新等に係る補助を行うこととし、以下により事業者の募集を行います。

1 補助対象者

県内の中小企業等である事業者のうち、省エネ設備の更新等を行う建物及び設備を所有している者（個人事業主を含む）。

業種（日本標準産業分類で定める業種）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種（①～③を除く）」	5千万円以下	100人以下

- ※「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- ※複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- ※「公務」、「分類不能の産業」は除く。
- ※「みなし大企業」は除く。
- ※直近2期連続で債務超過となっている中小企業等は除く。

2 補助対象経費

国又は県が派遣（若しくは斡旋）する「省エネアドバイザー」の診断を受け、その助言に基づいて行う省エネ設備の更新等にかかる費用。

対象設備

- 高効率照明（LED照明。既存設備の更新に限る。）
- 空調設備（既存設備の更新に限る。）
- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る。）
- BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）

- ※省エネ設備の更新等を行う施設を所有している中小企業等が対象（賃借している施設は対象外）。
- ※省エネアドバイザーの診断については、県環境共生課までお問い合わせください。

3 補助率等

対象施設の所在地	補助率	補助金額の上限
県内	1/3以内	80万円（BEMS併設の場合100万円）
県内の地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体 実行計画（区域施策編）策定市町村※1に立地する場合 ※1 福島市、郡山市、いわき市、会津若松市 他	1/2以内	100万円

- ※消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。
- ※どちらに該当するかは、県環境共生課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

4 募集期間

令和3年7月30日（金）まで（17:00必着）

- 福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金計画書（様式）に必要事項を記入し、添付資料とともに、県環境共生課まで郵送又は持参してください。



福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」

福島県生活環境部環境共生課

電話：024-521-7813 FAX：024-521-7927

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

E-mail：ontai@pref.fukushima.lg.jp

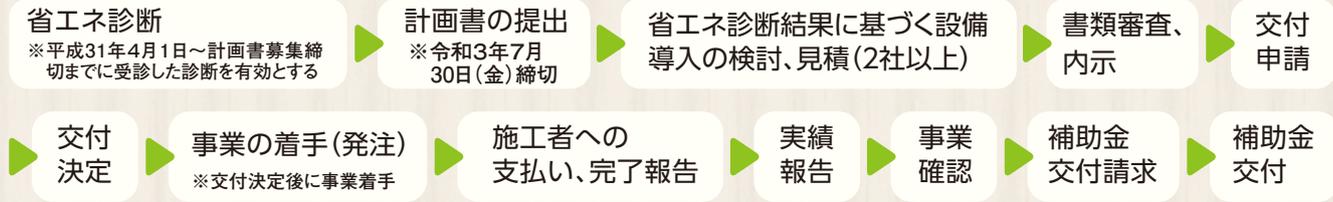
問い合わせ先

HP 福島県 省エネ対策

検索

裏面もご覧ください→

5 補助事業の流れ



6 その他

(1) 補助事業者には以下のことに取り組んでいただきます。(補助要件)

- ① 申込を行う前に「省エネアドバイザー」の診断
- ② 県が実施する「福島議定書事業」への参加(2年間)
- ③ 県が実施する「みんなでエコチャレンジ事業」への協力(2年間)
- ④ 省エネの効果に関する従業員や地域住民への情報発信

(2) 県環境共生課において審査の上、補助対象者を指定します。

交付要綱等の詳細や書類の様式は、県環境共生課ホームページをご覧ください。

福島県環境創造資金の活用

本事業は、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。
 中小企業などの皆様が行う環境保全のための施設等の設置・改善に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。
 詳しくは、県環境共生課のホームページでご確認ください。

HP [福島県 環境創造資金](#) [検索](#)

令和2年度の取組事例

補助事業者名

有限会社 片野製麺所 (二本松市)

- 事業内容: 高効率照明等
- 年間電気削減量: 1,806kWh/年 (約32.3%)
- 普及啓発の内容
 - ・省エネに関するポスターを掲示し、意識啓発を行いました。
 - ・社内の朝礼で不要な照明の消灯徹底について、呼びかけました。
 - ・省エネ効果に関するポスターを関係団体、取引業者及び学校などの納品先に配布し、情報発信を行いました。

「福島議定書」事業

事業所の皆様が、二酸化炭素排出量の削減目標などを定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、自ら省エネ・省資源などの地球温暖化対策に取り組んでいただく事業です。

二酸化炭素排出量の削減状況や、工夫を凝らした活動の実践など、優秀な取組をした団体を表彰することとしています。

詳しくは、県環境共生課のホームページでご確認ください。

HP [福島議定書](#) [検索](#)



省エネアドバイザーの診断

本事業の対象となるものは、以下の①～③の診断です。(予定)

- ① 県が実施する省エネアドバイザー派遣事業(省エネ診断)

「福島議定書」事業(事業所版)への参加により受けることができる、県が無料で実施する省エネアドバイザー派遣(省エネ診断)です。
【実施主体】福島県
- ② 福島県省エネ相談地域プラットフォームが実施する省エネ診断 事業者の一部負担あり

資源エネルギー庁が実施する省エネ相談地域プラットフォーム構築事業による省エネ診断です。
【実施主体】福島県省エネ相談地域プラットフォーム
- ③ 国が実施する省エネ診断 事業者の一部負担あり

資源エネルギー庁が実施する中小企業等に対する省エネ診断です。
【実施主体】一般財団法人省エネセンター
 ※補助対象設備のほか、施設全体の診断を行いますので、省エネ効果がより期待できます。

みんなでエコチャレンジ事業

家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を促進するため、家庭でできる県民一人一人のちょっとした省エネ・省資源活動を促す事業です。

事業所の皆様には、従業員のご家庭に本事業への参加を周知していただき、リーフレットの配付、応募がきの回収を行い、まとめて県環境共生課へ送付いただきます。

詳しくは、県環境共生課のホームページでご確認ください。

HP [福島県 エコチャレンジ](#) [検索](#)